

8月4日 「第18回淀川水系ダム事業費等監理委員会」を開催

～淀川水系の国交省と水資源機構が行うダム事業のコスト縮減策や事業進捗等について確認します～

淀川水系で進めているダム事業について、事業進捗の状況や事業の工程及びコストの縮減策の妥当性について、学識者等の意見や助言を得ながら、事業費等を適切に監理するため、「第18回淀川水系ダム事業費等監理委員会」を開催します。

【委員会の目的】

「天ヶ瀬ダム再開発事業」、「大戸川ダム建設事業」、「川上ダム建設事業」および「丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備」に関する事業費や工程等を適切に監理するため、学識者等からコスト縮減策や事業進捗等に関する意見と助言を得ることとしています。

【委員会の日時等】

開催日時: 令和5年8月4日(金) 10:30～12:00(予定)

開催場所: TKPガーデンシティ京都タワーホテル 9階【飛雲】

【取材等について】

○委員会は非公開としますので、冒頭の挨拶が終了後ご退席願います。

写真等の撮影は冒頭の挨拶までは可能です。

○委員会資料および議事概要は下記のWEBサイトにて当日中に公表いたします。

■琵琶湖河川事務所

<https://www.kkr.mlit.go.jp/biwako/amadam/committee08.html>

■大戸川ダム工事事務所

<https://www.kkr.mlit.go.jp/daido/think/jigyouhikanri.php>

■独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社

<https://www.water.go.jp/kansai/kansai/html/yodogawasuikeidamujigyohitoukanriinkai/yodogawasuikeidamujigyohitoukanriinkai.html>

○マスコミ関係者で参加を希望される方は、8月2日(水)15時までに別紙申込書にご記入のうえFAX又はメールにてご連絡いただけますようお願いいたします。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ、滋賀県政記者クラブ
京都府政記者クラブ、名張市政記者クラブ、伊賀記者会

<問合せ先>

国土交通省近畿地方整備局

大戸川ダム工事事務所 副所長 人見 剛 (大戸川ダム)

電話 077-545-5675

琵琶湖河川事務所 副所長 原田 豊彰 (天ヶ瀬ダム再開発)

電話 077-546-0836

独立行政法人水資源機構 関西・吉野川支社

淀川本部 総務課長 中島 洋介 (川上ダム・丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備)

電話 06-6763-5182

(別紙)

「第18回 淀川水系ダム事業費等監理委員会」 申 込 書

送信先:国土交通省近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 調査設計課
FAX番号:077-545-5839
メールアドレス:kk-r-daidogawadam01@gxb.mlit.go.jp

ふりがな ※必須	

お名前 ※必須	

ふりがな ※必須	

同行者名 ※必須	

所属(会社名) ※必須	

連絡先(TEL) ※必須	

連絡先(メールアドレス) ※必須	

※本紙のみをそのままFAX又はメールに添付して送信下さい。なお、お手数ではございますが、FAXについては、送信後、受信確認のため、下記の【受信確認先】までご連絡下さい。

【受信確認先】

国土交通省近畿地方整備局 大戸川ダム工事事務所 調査設計課
電話 077-545-5869

第18回「淀川水系ダム事業費等監理委員会」を開催します

1. 開催日時：令和5年8月4日（金） 10:30～12:00（予定）

2. 開催場所：TKPガーデンシティ京都タワーホテル 9階【飛雲】

京都府京都市下京区烏丸通七条下ル東塩小路町721-1

TEL 075-342-1533



会場位置図

3. 議事内容：淀川水系のダム事業について

- ・「大戸川ダム建設事業」および「丹生ダム建設事業の廃止に伴う整備」の審議
- ・「天ヶ瀬ダム再開発事業」および「川上ダム建設事業」の報告

4. 委員：岸田 潔（京都大学大学院工学研究科 教授）
角 哲也（京都大学防災研究所水資源環境研究センター 教授）
野村 良一（立命館大学経済学部経済学科 教授）
服部 敦（国立研究開発法人土木研究所河道保全研究グループ長）
◎深川 良一（立命館大学理工学部 特命教授）

◎印は委員長<50音順・敬称略>

5. 報道取材：委員会は非公開としますので、冒頭の挨拶が終了後ご退席願います。

写真等の撮影は冒頭の挨拶までは可能です。

委員会資料および議事概要は、問合せ先のWEBサイトにて当日中に公表いたします。

6. 傍聴：委員会は非公開で行うため、報道機関及び一般の方の傍聴はできません。